

12月は 悪質商法撲滅月間です

福岡県では毎年12月を悪質商法撲滅月間と位置づけ、県内で集中的に啓発をしています。

消費者啓発パネル展 ～悪質商法への対処法などを紹介します～

日時・場所

- ・12月4日(月)～14日(木) いきいき情報センター2階イベント広場
- ・12月26日(火)～令和6年1月5日(金) 市役所1階市民ギャラリー

悪質商法撲滅！街頭啓発キャンペーン

日時・場所

- ・12月7日(木)午前11時～ JA筑紫 太宰府中央支店
 - ・12月15日(金)午前9時30分～ 西日本シティ銀行 五条支店
- ※配布物がなくなり次第終了予定(1時間程度)です。

知っておこう！ 悪質業者の心理テクニック

悪質業者は巧妙な話術で私たち消費者をだまそうと近づいてきます。このようなセリフに聞き覚えはありませんか？



■「今だけ」「あと一個しかない」
希少な機会と強調されると、急いで欲しくなる心理が働きます。落ちて、本当に必要なものかをよく考えましょう。

■「今すぐ工事しないと危ない」「このままで大変な事になる」
屋根や床下などを無料点検し、悪い結果を伝えて契約をせまる「点検商法」でよく使われるトークです。

不安をあまり、冷静に判断できない場面を作ります。住宅工事は必ず相見積もりを取りましょう。

■「絶対に得をする」「必ずもうかる」
有利な事ばかりを強調する業者には注意が必要です。悪質業者は見た目や態度では分かりません。親切に近づいて警戒心を解き、「あの人が言うならきつと大丈夫」と思い込むよう誘導します。うまい話には必ず裏があります。簡単に信用しないようにしましょう。

その契約、ちょっと待った

消費者被害にあった人の多くが「自分はだまされない」と思っていました。日常の買い物とは違う、少し高額な買い物や契約をする時には自己判断は過信せず、誰もが被害にあうおそれがあることを覚えておきましょう。



消費生活センターへ相談しよう

商品やサービスを契約して事業者とトラブルになった、製品を使用しただけをしたなど、消費生活に関するトラブルについて、専門の相談員が問題解決のお手伝いや助言をしています。「困ったな」「どうしよう」と思ったら、まずは相談してください。早めの相談がトラブルの早期解決、次の被害を防ぐ事につながります。

太宰府市消費生活センター

相談日時

毎週月～金曜日 (年末年始、祝日を除く)
午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時まででは昼休み)

場所

市役所2階 消費生活相談室
電話での相談は、(市内線)348まで